

介護老人保健施設入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設希望の園（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したのち、令和6年4月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われないう限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

② 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額60万円の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

② 当施設において定期的に実施される担当者会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合

- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を30日以内までに支払うものとします。なお、退所の場合は、退所日に一括精算していただきます。
 - 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、当施設支援相談員または介護支援専門員（ケアマネージャー）に申し出ることができ、備え付けの用紙で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設希望の園のご案内
(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設希望の園
- ・開設年月日 平成4年2月24日
- ・所在地 熊本県山鹿市山鹿369番地
- ・電話番号 0968-44-2100 ・ファックス番号 0968-44-3501
- ・管理者名 施設長 保利真理
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (43-5-08-8001・1号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設希望の園の運営方針]

- ① 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制 (80名に対し)

職 種	員数	業務内容
・医 師	1人	診察、療養指導、利用者の健康管理
・看護職員	7人以上	医師の指示のもと利用者の看護・介護業務等
・介護職員	20人以上	利用者の日常生活の介護・生活支援等
・支援相談員	1人以上	利用者及び扶養者の相談、生活全般の指導、関係市町村との連絡調整等、レクリエーション等の計画・指導等
・理学療法士等	1人以上	医師の指示のもと利用者の機能訓練、指導等
・管理栄養士	1人以上	利用者の栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理及び給食の管理指導等
・介護支援専門員	1人以上	ケアプランの実施、指導等
・事務職員	適当数	事務全般以外に、受付業務、庶務、通所送迎等
・その他(業者委託)		給食全般の業務、清掃、通所送迎等

(4) 入所定員等 ・定員 80名

(療養室 個室 12室、 2人室 18室、 4人室 8室)

(5) 通所定員 20名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画の立案
- ④ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。申し出[ご希望]がある場合は、居室等で食事を摂る事も出来ます。又、都合により多少時間が前後する場合があります)
 - ・朝食 8時00分～
 - ・昼食 12時00分～
 - ・夕食 17時30分～
- ⑤ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態等に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス(原則月1回実施します。)
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいています。

・協力医療機関

- ・名 称 保 利 病 院
- ・住 所 熊 本 県 山 鹿 市 古 閑 984 番 地

・協力歯科医療機関

- ・名 称 宮 坂 歯 科 診 療 所
- ・住 所 熊 本 県 山 鹿 市 山 鹿 332 番 地

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食べ物や飲み物の持ち込みは心身の状態に影響を与える場合がありますのでご相談ください。
- ・ 面会は、原則的に9時00分～17時30分です。
- ・ 消灯時間は、21時とします。
- ・ 外出・外泊は、所定の手続きが必要です。(各届出書にて、前日までに届出をしてください。)
- ・ 飲酒は、禁止です。喫煙は、敷地内禁止とします。
- ・ 火気の取扱いは、原則禁止とします。
- ・ 設備・備品の利用は、ご使用前に相談をしてください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、必要最小限にしてください。(持ち物チェック表参照。)
- ・ 金銭・貴重品の管理は、原則として本人管理とします。(都合の悪い方は、要相談)
- ・ 物品及び衣類等で所有者の確認ができない物や氏名の無い物については、2ヵ月間保管した後、お引取りがない場合処分いたします。
- ・ 義歯、補聴器、眼鏡の紛失及び破損(故障含む)・転倒による外傷・無断外出に伴う費用及び事故・異食による中毒症等については利用者の責に帰すものとします。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、施設に連絡し、医師の指示を受けてください。
- ・ 宗教活動は、禁止です。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止です。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とします。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・ 入所者の生計に係る証明書等(*生計同一証明書)の発行は致しません。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、防火扉、消防署への非常通報装置等設置。
- ・ 防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話 0968-44-2100)

要望や苦情などは、当施設支援相談員または介護支援専門員(ケアマネージャー)にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

介護保健施設サービスについて

(令和6年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関連する職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療：

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営に努めます。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。また、介護保険負担割合証に記載された負担割合額が自己負担になります。）

〈多床室〉		〈個室〉	
・要介護1	793円	・要介護1	717円
・要介護2	843円	・要介護2	763円
・要介護3	908円	・要介護3	828円
・要介護4	961円	・要介護4	883円
・要介護5	1,012円	・要介護5	932円

在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）51円

*夜勤職員配置加算 24円

*サービス提供強化加算Ⅲ 6円

*初期加算(Ⅰ)入所後30日間に限り1日につき60円加算されます。

*初期加算(Ⅱ)入所後30日間に限り1日につき30円加算されます。

*外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は上記施設利用料に代えて362円となります。（介護老人保健施設からの在宅サービスを利用する場合800円）

*療養食の方は、1食につき6円加算されます。

*経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合は、1日につき500円加算されます。

*集中的にリハビリテーション(入所後3ヶ月以内)を行った場合は、1日につき258円加算されます。）

*認知症短期集中リハビリテーション(Ⅰ)(入所後3ヶ月以内、週3日を限度)1日につき240円加算されます。

*認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)(入所後3ヶ月以内、週3日を限度)1日につき120円加算されます。

*入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円
*入退所前連携加算(Ⅱ)	400円
*退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円
*退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円
*退所時栄養情報連携加算	70円
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140円
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70円
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円
*かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円
*ご利用者の容体が急変した場合等、緊急時に所定の対応を行なった場合 緊急時施設療養費 -緊急時治療管理-518円/日 (1月1回3日限度) 特定治療-1単位〔医科診療報酬点数〕×10円 (算定要件有)	
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53円/月
*リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月
*所定疾患施設療養費(Ⅱ) (1月に1回10日限度)	480円/日
*協力医療機関連携加算(2024年度)	100円/月
(2025年度～)	50円/月
それ以外	5円/月
*再入所時栄養連携加算 (1回限度)	200円/回
*栄養マネジメント強化加算	11円/日
*口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月
*科学的介護推進体制加算Ⅱ	60円/月
*安全対策体制加算 (入所者一人につき1回を限度・入所中1回)	20円
*認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円/月
*認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円/月
*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月
*新興感染症等施設療養費	240円/日
*自立支援促進加算	300円/月
*生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月
*排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月
*排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月
*排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月
*褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月
*褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月
*ターミナルケア加算 (死亡日)	1,900円
(2～3日)	910円
(4～30日)	160円
(31日～45日)	72円
*介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) : 各種加算を加えた総単位数に71/1000を乗じた金額	

(2) その他の利用料

① 食費 (1日当たり) 1,750円*

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 居住費 (療養室の利用費) (1日当たり) *

・従来型個室 1,640円

・多床室 420円

(ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)

*前記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階 (第1段階から第3段階①②まで) の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

- ③ 日用品費及び教養娯楽費／1日 340円
石鹸、シャンプー類、ティッシュペーパー、ちり紙やおしぼり等の費用及び集団レクリエーションや行事等で使用する遊具等の費用です。
- ④ 理美容代 (業者委託:実費)
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。
- ⑤ 倶楽部費 (その都度実費をいただきます。)
クラブ等の費用や講師を招いて実施する教室の費用で参加された場合にお支払いいただきます。
- ⑥ 健康管理費 (その都度実費をいただきます。)
インフルエンザ予防接種等に係る費用でインフルエンザ予防接種等を希望された場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 私物の洗濯代 (業者委託:実費)
当施設では私物の洗濯は行っておりません。依頼される場合は、委託業者との個人契約になりますので、申込みが必要となります。
- ⑧ 冷蔵庫の利用料金／1日 50円(税別)
冷蔵庫をご利用の場合にお支払いいただきます。ご使用には、お申込みが必要になります。
- ⑨ 個人的に使用する機器等にかかる電気代／1日 50円(税別)
電気毛布や電気機器等個人的に使用される機器にかかる電気代としてお支払いいただきます。ご使用には、お申込みが必要になります。
- ⑩ 領収証明書の発行 1,000円(税別)
利用料金等の領収証の再発行は出来ませんので、必要な方には領収証明書を発行いたします。
- ⑪ 診断書等文書の発行
*一般診断書等文書の発行 5,000円(税別)
*その他の診断書等文書の発行 10,000円(税別)

※③～⑨は入所者の選定による。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、30日以内までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、受付窓口にて現金支払いまたは銀行口座からの口座振替(引落)でお支払い願います。

個人情報の利用目的

(令和6年4月1日現在)

介護老人保健施設希望の園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －協力医療機関等との連携の強化のための利用者の病歴等の提供
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

「国が定める利用者負担限度額段階（第 1～3 段階①②）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第 1～第 4 段階に分けられ、国が定める第 1～第 3 段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第 1～第 3 段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第 4 段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第 1・第 2・第 3 段階①②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第 1・第 2・第 3 段階①②にある次のような方です。
 - 【利用者負担第 1 段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方
 - 【利用者負担第 2 段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が 80 万円以下の方
 - 【利用者負担第 3 段階①】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方（課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方など）
 - 【利用者負担第 3 段階②】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第 2 段階以外の方（課税年金収入額が 120 万円超の方など）
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1 日当たりの利用料）

	食 費	利用する療養室のタイプ	
		従来型個室	多床室
利用者負担第 1 段階	300	490	0
利用者負担第 2 段階	390		1,310
利用者負担第 3 段階①	650		
利用者負担第 3 段階②	1,360		

介護老人保健施設入所利用及び サービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

令和 年 月 日

医療法人至誠会
介護老人保健施設希望の園
管理者 保利真理 殿

<利用者>

住 所
氏 名 印

<利用者の身元引受人>

住 所
電話番号
氏 名 印
利用者との関係 ()

介護老人保健施設希望の園を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。また、介護老人保健施設のサービスを利用した対価として、施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記の事項を厳守することを契約します。

記

1. 介護老人保健施設希望の園の諸規程を守り、職員の指示に従います。
2. 使用料等の費用の支払いについては、介護老人保健施設希望の園に対し一切迷惑をかけません。

以上

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書等の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	